

## 未処理の PCB 使用製品及び PCB 廃棄物の掘り起こし調査マニュアル（第 1 版） （抜粋）

### 1. 本マニュアルの目的

ポリ塩化ビフェニル廃棄物の適正な処理の推進に関する特別措置法（以下「法」という。）第 5 条第 2 項の規定により、都道府県は、区域内における PCB 廃棄物の状況を把握するとともに、PCB 廃棄物の確実かつ適正な処理が行われるように必要な措置を講ずることに努めなければならないとされており、また、法第 14 条の規定により、都道府県知事は、事業者に対し、PCB 廃棄物の確実かつ適正な処理の実施を確保するために必要な指導及び助言をすることができることとされているところである。

特に、日本環境安全事業株式会社（以下「JESCO」という。）を活用した高圧トランス・コンデンサ等及び安定器等・汚染物の処理については、平成 26 年 6 月 6 日にポリ塩化ビフェニル廃棄物処理基本計画（以下「基本計画」という。）が変更され、従来の事業対象地域を越えて各事業所の処理対象物等を定め、変更前の基本計画から処理に係る期間を延長したが、現状推計し得るポリ塩化ビフェニル廃棄物（以下「PCB 廃棄物」という。）の量及び JESCO の処理施設の処理能力等を勘案し、新たに計画的処理完了期限及び事業終了準備期間を設けたところであり、当該期限及び期間内の処理完了の一日も早い達成に向け、国、都道府県市及び保管事業者等の関係者が最大限の努力を図る必要がある。

法及び基本計画に基づき、都道府県及び法第 19 条第 1 項の政令で定める市（以下「都道府県市」という。）においては、国、JESCO、電気保安関係等の事業者等と協力し、管内における未処理の PCB 使用製品及び PCB 廃棄物を網羅的に把握する、いわゆる掘り起こし調査を行った上で、未処理事業者の一覧表を作成し、当該一覧表に掲載された事業者に対し、処理の時期を確認するとともに、計画的処理完了期限までに、かつ、一日も早く JESCO への処理委託が行われるよう、必要な指導等を行う必要がある。

掘り起こし調査については、これまで、一部の都道府県市において、地域の実情に応じ、創意工夫しながら実施されているところであり、本マニュアルは、このような既存の知見を踏まえ、掘り起こし調査の効率的な調査、事業者への確認及び指導等の基本的な手法等について、取りまとめたものである。

都道府県市におかれては、本マニュアルを参考にしつつ、地域の実情を踏まえた創意工夫を行った上で、効果的・効率的な掘り起こし調査を実施し、計画的処理完了期限内の PCB 廃棄物の早期処理の実施を推進するため、必要な指導等を実施していただきたい。

## 2. 掘り起こし調査の手順

### (1) 調査フロー

掘り起こし調査の標準的な調査フローは次のとおりであり、Ⅰ. 準備段階、Ⅱ. アンケート調査段階、Ⅲ. 電話・訪問調査段階、Ⅳ. 未処理事業者の一覧表作成段階、Ⅴ. 未処理事業者への指導等段階の5段階から構成される。

